

令和元年度第1回地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会 会議録

- 1 日 時 令和元年5月21日（火）午後6時25分～午後7時30分
- 2 場 所 山梨県庁防災新館4階401会議室
- 3 出席者 委 員 手塚司朗 波木井昇 古屋玉枝 山下誠  
病院機構 小俣理事長 神宮寺理事（県立中央病院長） 宮田理事（県立北病院長）  
内藤理事（本部事務局長） 病院機構職員  
事 務 局 小島福祉保健部長 井上医務課長  
若月医務課総括課長補佐 医務課職員

司会：開会

（評価委員の紹介及び委嘱状の交付）

（小島福祉保健部長 挨拶）

（小俣県立病院機構理事長 挨拶）

（病院機構幹部職員の紹介）

（委員長の選出）

（山下委員長 挨拶）

（委員長職務代理の指名）

委員長： 本日の議題「地方独立行政法人山梨県立病院機構 第3期中期目標について」でございます。先ほど小島部長からお話ございました通り、法律の定めによれば、設立団体の長、知事でございますが、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを法人に対して提示し、指示することとなっております。現目標が本年度までとなっておりますので、来年度からスタートする新しい目標を策定する必要があります。当委員会は、これに意見を申し上げる役割を担っておりますので、これを議題とさせていただきます。

まず事務局の方から第3期中期目標を、現時点でお考えになっている主なポイント、そして素案そのもの。併せまして、中期目標の策定スケジュールと手続。そして、それに加えて当委員会の日程等につきまして、一括して説明をお願いいたします。

医務課長： それでは事務局から説明させていただきます。福祉保健部医務課長をしております井上でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明をさせていただきます。

お手元の資料のうちA4横の「第3期 県立病院機構 中期目標・中期計画策定スケジュール」とございます1枚紙をお願いいたします。これに基づきましてご説明させていただきます。今年度の日程がR1年度でございます。右側にいきまして第3期中期目

標期間であります、R2年度からR5まで4年間のうちのR2年度を示してございます。左側の縦軸でございますが、それぞれ病院機構が行うもの、それから山梨県で評価委員会が行うもの、県議会との関係を示したものでございます。

「①」とございますのが、本日第1回目の評価委員会でございます。ここでまず、県の中期目標の素案をお示しさせていただきたいと考えております。その後、下の段に行きまして業務実績の評価を評価委員会で「②」「③」でございますが、こちら2回で評価をしていただきます。これは平成30年度の実績評価。単年度の評価と、それから第2期期間5年間の期間の見込み評価の二つをこの第2回目・3回目ですていただく予定でございます。この評価が終わりますと、一番下段でございますが県議会の方に、知事が評価の報告を9月議会で行う予定でございます。この評価を踏まえまして、中期目標にもう一度立ち返っていただきまして、「④」でございます。第4回目の評価委員会で目標を固めていただくという作業でございます。その後、この目標に合わせて中期計画を病院機構の方で示していただきまして、第5回・第6回と中期計画案を審議し最終的な計画案に対する意見をいただき、というスケジュールでございます。中期目標につきましては、下段から2段目でございますが、12月議会で議決をいただく。それから中期計画につきましては2月議会で議決をいただくというスケジュールでございます。ですのでも繰り返しになりますが、第1回目でまず県の今考えている目標の素案を示し、2回目・3回目で評価をいただき、その評価に基づいて、目標に対する意見をいただき、4回目で目標を立てて、並行して、1回目に示した目標で病院機構の方は計画を作っていくんですが、また委員の皆様からいただいた意見で最終的な目標を示したところで、計画をもう1回リバイスし直してお示しする、そういうスケジュールをイメージしてございます。

参考でございますが、令和2年度になりますと、令和元年度の実績評価、それから、第2期期間の5年間を通じた実績評価を行うというのが全体の流れのスケジュールでございます。

次に、今現在県が考えております中期目標の素案の主なポイントをまずご説明いたします。「主なポイント」という資料とそれから「中期目標新旧対照表(素案)」というのがございますので、こちらを並べてご覧いただければと思います。主なポイント、A4縦のペーパーでございますけれども、大きく分けてポイント三つございます。

1点目は、県が策定しました新たな部門計画。医療福祉に関する様々な部門計画が第2期計画期間中に策定されましたので、これを反映した取り組みを病院機構にお願いしたいという観点のものが「1」でございます。「◎ 中央病院」とありますが、この「◎」というのは、新旧対照表の右側の考え方という欄のところに「○」「◎」「●」があるんですが、ここに対応しているものでございます。まず、中央病院におきましては、がんゲノム医療を推進し適切な医療提供体制の整備というものを追加しております。これは平成30年3月に県ががん対策推進計画を策定いたしましたので、これに基づくもので

ございます。また、「◎ 北病院」でございます。これはアルコール健康障害に関する専門医療機関に北病院が平成31年3月選定されました。これを踏まえまして、依存症患者に対する専門医療の提供などを追加するというを加えているところでございます。また、県の認知症対策推進計画というのを平成30年3月に策定いたしました。これに基づきまして、認知症患者に対する専門医療の提供という視点を加えています。

大きな二つ目の柱は、県の重要課題に関わる取り組みを病院機構にお願いするものでございます。この「●」も新旧対照表の考え方の「●」に対応してございます。大きな一つ目といたしまして、県と協働して医師確保対策に取り組むということを考えております。一つ目の「・」でございますが、医療従事者の計画的な育成、研修。これはこれまでも記述があるんですが、この部分について一層の充実を強調しているものでございます。また二つ目の「・」でございます。他職種移管など労働時間の短縮に向けた検討をしていってほしいということを加えています。また、これまでも研修医や専攻医の育成には努めていただいているんですが、より多くの育成を強調しているところでございます。四つ目の「・」です。他の医療機関への診療支援。これも積極的にやっていただきたいということを強調してございます。二つ目の「●」でございますが地域包括ケアシステムの構築でございます。病病連携・病診連携につきましてはこれまで取り組んでいただいているんですが、この一層の推進を記載しているところでございます。また介護との連携強化も追加しているところでございます。災害時における医療救護でございます。県内医療従事者の訓練など基幹災害拠点病院の役割を強調してございます。また四つ目の「●」でございますが、後発医薬品につきまして、使用割合の向上に寄与していただきたいということを追加しているものでございます。

大きな三つ目の柱でございますが、第2期の状況ですとか、第2期中の評価委員会の指摘等を踏まえた取り組みでございます。一つ目の「○」ですが、施設整備に関しまして、評価委員会からもライフサイクルコストや地域の医療需要を考慮しなさいというご意見もございますので、こういった記述が追加されております。また、医薬品の適正管理という部分では医薬品の紛失事案もございまして、そういった部分も評価委員会からご意見いただいておりますので追加しているところでございます。財務内容の改善でございますが、単に経常収支だけを見るのではなく、長期的な資金収支の分析などにより計画的な資金管理といった部分を追加してございます。また、法令・社会規範の遵守につきましても、輸血医療事故ですとか、医薬品の適正管理という問題がございまして、内部統制体制の整備を追加しているところでございます。また、人事管理につきましても、将来の人事配置を見据えて計画的に職員構成を適正化していただきたいという意見がございましたので、こういったものを追加してございます。

この大きな三つのくくりが主なものでございまして、これを踏まえまして、新旧対照表の方でももう少し詳しく説明をさせていただきたいと思っております。左側に現在の目標。それから真ん中に新たな県の素案、それから右端に考え方となっております。

「前文」の部分でございますが、考え方のところをご覧いただきたいんですが、もう既に3期目となりますので「独法化後」といった文章は省いてございます。また、第2期までに経営改善が進んだことに触れてございます。次の段落と三つ目の段落はそれぞれ中央病院と北病院で、前の期に行われてきたことを振り返る部分でございます、二段目の県立中央病院の考え方のところでございますが、第2期に行われた事項を記述してございます。機械的に置き換えているものでございます。旧の文章ではドクターヘリの運行等々の話があったんですが、新の方の文章では高度救命救急センターの指定がこの4月に行われましたのでそういったこと。それから精神・身体合併症病床がこの10月には設置されますので、そういったこと等々を記載してございます。また、県立北病院の方も同様に第2期に行われた事項を記述してございます。精神科の救急24時間化本格対応ですとか、DPA Tの熊本派遣、児童思春期病棟の機能強化等々が触れられてございます。一番下段の部分でございます。ここは病院機構が求められる役割を記載しているところでございますので、この部分について本質的には何も変わらないだろうということで、ここは変えておりません。

2ページをご覧ください。「第1 中期目標の期間」でございます。これも右側の考え方のところをご覧いただきたいんですが、独法法が平成29年に改正されました。この法改正に伴いまして、中期目標を基礎としたPDCAサイクルの実効性向上というのが法律で求められてございます。こうしたことから、これまで理事長の任期と中期目標期間というのは、ずれていたんですけども、ここをしっかり合致させ、経営責任の明確化を図るために新たな中期目標期間は4年間としているところでございます。

「第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」のところでございます。「1 医療の提供」の「(1)政策医療の提供」のところ、中段でございますがアンダーラインを引いているところでございます。右側の考え方のところをご覧いただきたいんですが、先ほど申し上げましたように、平成30年3月策定したがん対策推進計画において新たにがんゲノム医療推進が盛り込まれたところでございますので、中病の役割、「特にがん医療については、ゲノム医療を推進することとし、国の取り組みを踏まえつつ、適切な医療提供体制を整備すること。」という文章を加えております。また、北病院の部分でございますけれども、「依存症患者」の社会復帰を目指すこととすとか、「併せて、年々増加する認知症疾患の患者が地域で安心して暮らし続けられるよう専門医療を提供すること。」といったことを加えてございます。これも右に考え方を記載しているところでございます。

3ページをお願いいたします。「(2)質の高い医療の提供」ということで、旧の目標では医師、看護師等の専門的な知識の取得と技術の向上ということと、それから医療施設や医療機器の整備を計画的に行って質の高い医療提供するということが触れられていたんですけども、そもそも質の高い医療とは何かというところを加えました。これも考え方の二つ目の「○」にあるんですが、法改正により中期目標の内容は具体的に定める

こととなりましたので、新の方のアンダーラインのところを読み上げさせていただきますと、「治療手順の標準化や平均在院日数の適正化など医療の最適化に努めるとともに、基幹病院としての役割を果たすため、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化に適切に対応すること。」質の高い医療というのはこういうことなんだよということを示したところがございます。その上で「また、病院施設、医療機器等の整備はライフサイクルコストや地域の医療需要を考慮しつつ計画的に行い、質の高い医療を提供すること。」としてございます。それで、医療従事者の知識の取得ですとか技術の向上といった部分は、別に記載するところがございますのでそちらの方に集約をしたところでございます。

次に「(3) 県民に信頼される医療の提供」でございます。これにつきましても法改正によりまして、内容を具体的に定めるということでございますので、「特に、」以下を付け加えてございます。「特に、患者の権利に最大限配慮し、患者サービスの向上に努めるとともに、医療安全・院内感染対策、医療倫理の確立及び医薬品の適正管理に努めること。」という文章を加えてございます。

「2 医療に関する調査及び研究」については特に変更点はございません。

「3 医療に関する技術者の研修」という部分でございます。旧は研修という言葉にしていた上で、ここの書きぶりは、病院機構の医療従事者の話とそれから県内の医療水準を向上するために、他の医療機関と連携して研修を行うと。病院機構の話と県内医療機関の話の両方が入っていたので、ちょっと分かりにくいというか、目標をはっきりさせた方が良さだろうと考えまして、そこを分けました。あくまでここで言っている医療に関する技術者の育成といった部分は病院機構だけのものにしてございます。新たな文言の方を見ていきますと、「質の高い医療を安定して提供するため、医師、看護師等の育成、確保及び定着を図る」。単に研修にとどまらず、育成・確保・定着という考え方でございます。その上で、「(1)」として、研修をまず充実させてください。これまでもやっているんですが、「計画的に進め、」とか、「より魅力ある病院となるよう研修の一層の充実」に努め」ていただきたいという表現にしてございます。

4 ページをお願いいたします。その上で、定着させていくためには職場環境の整備ということが必要だろうという考え方から、中段の新の方に「(2) 職場環境整備」という項目を入れました。そもそもこの職場環境の整備というのは別な項目にあったんですけれども、これまでは業務運営の改善とか効率化という中に入ったんですが、医療従事者を確保・定着させていくために職場環境を整備するんだという意味合いからこちらに移しているものがございます。「医療従事者が安心して働き続けることのできる、仕事と生活の調和の取れた職場環境を整備するため、医療従事者の適正配置、勤務形態の見直し及び業務の他職種移管など労働時間の短縮に向けた検討を行い、必要な措置を講じること。」といった内容にしてございます。

それで旧の方には「(2) 県内の医療水準の向上」というのがあったんですけれども、先ほ

ど申しあげましたようにここはあくまで病院機構の職員を対象にしたものになりましたので、医療水準の向上というのは次の「4 医療に関する地域への支援」という方に移してございます。

大きな柱「4 医療に関する地域への支援」でございますが、中段の新しい方見ていただきますと、ここに「特に、」ということで強調してございます。「特に、地域の医療従事者の確保・養成に貢献すること。」と、特出しで貢献を求めているものでございます。その上で、まず「(1)地域医療機関等との協力体制の強化」ということでございます。これまでも病病連携・病診連携は取り組んでいただいているので、「より一層推進」という言葉にしてございます。また、介護との連携という言葉もございませんでした。地域包括ケアシステムという考え方でいきますと、当然介護との連携というのが重要でございますので、「介護との連携を強化し、」「地域包括ケアシステム構築に貢献すること。」といった表現にしてございます。

次に5ページをお願いいたします。左側、旧のところでは、地域医療への支援という項目でございましたが、より求めることをはっきりと書き表しました。「(2)地域の医師不足に対する支援」としてございます。旧の方は、基幹病院の役割を果たすため、紹介率・逆紹介率を向上する取組みを進めることなどにより、地域の医療機関との連携を一層強化することとなっております。右側の考え方をご覧いただきたいんですが、第2期で紹介率・逆紹介率は非常に向上しまして、目的としていた地域医療支援病院の指定もされましたので、一段落目は削除しました。その上で、新しい方ご覧いただきたいんですが、「県との協働により医師確保対策に取り組み、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、より多くの研修医や専攻医の育成を図」っていただきたいということを加えてございます。「また、」のところでございますが、旧の方は、他の医療機関への支援に努めることという表現でございましたが、新しい方を読み上げます。「また、県立病院機構に必要な医師の確保及び定着を図る中で、他の医療機関への診療支援を積極的に行うこと。」という表現にしてございます。この考え方でございますけれども、右側の考え方の黒丸のところをご覧いただきたいんですが、三つ目の「●」でございます。公的医療機関への支援というものが平成30年の評価委員会や、地域医療機関からも強く求められているところでございます。また、地域医療支援病院に平成28年7月に指定されたんですが、現在国においてこの指定要件の見直しも進めておりまして、地域への医師派遣機能の付加ということも議論されているところでございますので、診療支援を積極的に行うような表現にしてございます。さらに、「なお、」のところでございます。国が示した平成31年の地方公営企業繰出基準、これは県から病院機構へ出す負担金の算定根拠になるものでございますが、この繰出基準におきましても、医師確保対策として新たに公立病院への医師の派遣に要する経費が加えられているところです。そういうことを背景に医療機関への診療支援を積極的に行っていく記述にしてございます。

「(3)県内の医療水準の向上」でございます。これは先ほどの「第2-3-(2)」のと

ころにあったものを、こちらへ移したものでございます。

次の「(4) 地域社会への協力」については特に変更はございません。

「5 災害時における医療救護」の部分でございます。本文のところは特に変更はございません。ただ、「(1) 医療救護活動の拠点機能」のところ、これまでの記載ですと、大規模災害時における拠点機能を担うということが書いてあったんですけれども、日頃からの備えをしっかりと努めていただきたいということを強調する意味で、「県内医療従事者の訓練等において中心的な役割を果た」していただきたいという記述を加えているところでございます。

6 ページをお願いいたします。「(2) 他県等の医療救護への協力」については変更はございません。

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」のところでございます。本文と「1」は変更はございません。2の効率的な業務運営の実現というところでございますが、旧の方を見ていただきますと、効率的な業務運営の実現と言いながら、3の収入の確保、費用の節減の三行目で、業務運営の改善及び効率化を検討する中で、費用節減に努めるとありまして。効率的な業務運営とは取りも直さず収入をしっかりと確保して、それから効率的にやって費用を節減することだろうと。ちょっと内容が重複しておりましたので、新の方では「2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減」と一つにしまして、その中で「(1) 収入の確保」「(2) 費用の節減」と区分をしたものでございます。

「3 事務部門の専門性の向上」につきましては語句の整理でございます。

「4 職員の経営参画意識の向上」につきましては特に変更しておりません。

7 ページをお願いいたします。旧の方はここに職場環境の整備がありました先ほど申し上げましたように、職員の育成・確保・定着という関係の方へ持って行きました。

「第4 財務内容の改善に関する事項」でございます。旧の方では中期目標の各期間における経常利益については安定的な水準を維持し、ということで経常利益のことだけを言っていたんですけれども、新の方では「経常利益について安定的な水準を維持するとともに、キャッシュ・フロー及び長期的な資金収支について分析し、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努める」ということで、単に黒字を維持するだけではなく、より長期的な経営基盤の安定化を求めているという表現にしているところでございます。

「第5 その他業務運営に関する重要事項」というところでございます。「1 保健医療行政への協力」でございます。「特に、後発医薬品の使用割合の向上に寄与するなど、医療費適正化の推進に協力すること。」といった文言を加えました。

「2 法令・社会規範の遵守」のところでございます。これも法改正によりまして、内部統制体制の整備が求められておりますので、「内部統制体制を整備すること。」といった文言を入れてございます。また、評価委員会の方からも輸血医療事故ですとか薬剤紛失事案の発生を受けて、そういった指摘もございましたので入れたところでござい

す。

「3 積極的な情報公開」のところについては特に変更はございません。

新たに「4 人事管理」を加えました。「職種ごとに、将来の人事配置を見据え計画的な採用を図るなど、職員構成の適正化に努めること。」といった文言を、評価委員会から指摘がございましたので、入れたものでございます。

今のところ県で考えております中期目標（素案）の改正点については以上でございます。事務局からの説明を終わらせていただきます。

委員長： はい、ありがとうございました。ただいまの説明で、繰り返しになるかもしれませんが、まず策定スケジュールといたしましたら、次の中期目標を今年の12月議会に諮る。

医務課長： はい。

委員長： それまでに作り上げるというイメージでよろしいですね。それを作る経過というか策定手順としたら、この後、現第2期中期目標に関する振り返りと言いますか、評価をして、それを踏まえた上で第3期の新しい目標に生かしていくという手順というお話でよろしいですね。で、第3期中期目標に盛り込もうとする新しいポイントにつきましては、先ほどご説明のとおりというところであったかと思えます。

事務局の方から各委員には事前に資料が配付されていたと思えます。ご覧いただいたと思えますし、只今のご説明を含めまして、何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。

〇〇委員： 現時点において県が考えている第3期中期目標の素案。それからそこに盛り込むべき新しいポイントというお話でございました。今更の話をしますと、確か私の記憶ですと、地方独立行政法人法の中に中期目標を策定しろという条文があって、中期目標に何を書くんたということに関しては、五つの項目が挙げられていると。これは示されている、いわゆる「第1」から「第5」というこの項目がその法律で求められている項目と一緒にあるということよろしいですね。その中に何を書き込むかという話。

医務課長： はい。

委員長： いかがでございましょうか。〇〇委員お願いします。

〇〇委員： 3点申し上げたいと思えます。一番目です。1ページ目、前文の下の方に環境変化について書いてあります。「この中期目標は、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療

技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化、質の高い医療への関心の高まりなど医療環境が急速に変化している」という。この辺の記述は変わらないとおっしゃったんですけれど、今、技術革新、特に通信技術の分野の変化が早くて、色んな病院同士が繋がっていくとか、あるいは病院と製薬会社が繋がっていく。もう一般の製造業ではIoTが広まっていて、県内の中小製造業も大手の企業と結びつくための投資をやっていきます。そういうところから考えますと、もう少し通信技術の急速な変化みたいな文言が入ってもいいのかなと、そんな感じはしております。国の成長戦略を考える未来投資会議が、毎年、未来投資戦略というのを発表しています。「未来投資戦略2017」の資料を見ますと、ソサエティ5.0の実現に向けた戦略分野が六つあって、その最初が健康寿命の延伸という項目です。その中にAI、ICTあるいはビッグデータ、そんなことが入っています。ですので、言葉的には「通信技術の急速な進展」がこの辺に入ってもいいかという気がしています。

それを受けまして3ページ目です。「(2) 質の高い医療の提供」というのがありまして、上から五行目以降、「また、病院施設、医療機器等の整備」の次に、例えば、「通信技術を含む先進技術の進展を踏まえながら」、みたいな文言を入れてはどうかと思います。あと、細かい話ですけど、ライフサイクルコストという表現がありますが、言葉として一般的になってないような気がします。多分意味的には初期投資と、維持費だとか解体費用を含めた、そういうものを言っていると思いますので、「初期投資に維持費などを加えたライフサイクルコスト」とかですね、そんな文言があってもいいかなと考えます。

二つ目です。6ページの「2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減」の「(1) 収入の確保」についてです。料金の定期的な見直しなどのことが書いてありますが、料金の見直しの前に、適正な患者数の確保とかですね、そういう表現が入らなくて良いのかなという感じがしております。

最後でございます。7ページ、下の方の「3 積極的な情報公開」についてです。「透明性の確保に努め」という文言から始まっていますが、国家財政的にも社会保障支出がどんどん増えていく中で財政が厳しくなっていくという問題を抱えているわけで、予防医療とか病気にさせないような、そういうことも県でも考えていかなければならないと思います。そういう面では病院機構からも発信して、病気に罹らないためにはどういうふうにやっていったらいいとかですね、そんな県民の啓発ですが、既に病院機構のホームページを見ると、公開講座等のことも案内されていて、そういうものを既にやっておられていることもあって、県民の啓発活動も加えてもいいのではないかとそんな感じがしております。以上でございます。

委員長： はい、ありがとうございました。今、〇〇委員の方から、大きく分けますと3点お話がございます、最初の方は、前文の一番最後の部分。県立病院機構が果たすべき役割といたしますか、責務が書かれている部分は、先ほどの説明だと根幹となるものは変わら

ないので変える予定がないというお話だったんですが、〇〇委員の方からは、通信技術の革新と言いますか進歩といったことがあるので、そういうことを踏まえて記述したらどうか。さらには、施設・医療機器の整備のところにもそういった精神を反映したらいかがかというお話でした。それから、収入確保という点で、診療報酬の前に、患者さんの確保みたいなことが、記述があった方が良いのではないかということ。さらには、情報公開に絡めていわゆる医療とか予防とかいうことに関して、県と一緒に県民啓発というようなことを入れたらいかがかというご意見だったと思いますが、事務局の方で何かありましたら。

医務課長： はい。ありがとうございます。通信技術の変化というのはまさしくその通りでございまして、我々もそういった意識が欠けておりました。遠隔医療なんかもこれからどんどん進んでいくという時代になっていく中で、4年・5年先を考えた時には当然そういった視点も必要になってくるかと思えます。

それから2点目でございますが、収入の確保のところ、確かに単価の方ばかり言っていて、おっしゃるとおり適正な患者数の確保、患者の確実な増加といった観点も抜けておりましたのでまたこちらの方も入れていきたいと思えます。

3点目でございます。情報公開の部分につきましては、まさしくおっしゃるとおりでございまして、そういった健康の普及、予防医学といった観点で県民への啓発というのは非常に大事なことだと思えますので、入れていきたいと思えます。以上でございます。

委員長： 〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

委員長： そのほか、〇〇委員。

〇〇委員： 私も気になるところが二箇所あったので、ご回答いただきたい。A3の3ページとそれから5ページですね。まず、3ページの「(2)質の高い医療の提供」というところ。これを読みますと大変良い言葉で書かれているんですけども。「治療手順の標準化」、ガイドラインに従えということだと思んですが、そうして、最後の方の「県民の医療に対するニーズの多様化に適切に対応すること。」なんかちょっと矛盾しているような、もうちょっと良い言葉がないかと思うんですね。1月に神宮寺院長と一緒に裁判所に行きました。標準化とかガイドラインというのを一番気にしているのは裁判官なんですね。何をメルクマールに医療事故を判断するかということとそれしかない。標準化。読んでいくと良い言葉なんですけど、最後の方の「医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化に適切に対応すること。」ぐらいで良いんじゃないかなという感じがいたしました。

した。

それと右側に書いてあります、政策医療に限らず云々という説明文のところ、成育医療も確か政策医療だと思うんですけど、小児救急は入らないんでしょうか。教えていただきたい。

それと、5ページのところの「(2)地域の医師不足に対する支援」ということを、もうちょっと具体的に教えていただきたい。その2点です。

委員長： ありがとうございます。事務局の方、いかがですか。

医務課長： はい。治療手順を標準化という言葉につきまして、ちょっと検討していきたいとあります。私どもは、医療人の立場から、この言葉がどういう意味を持つのかというところがちょっと分かりかねる部分もありますので。

委員長： ガイドラインみたいなものと、医療ニーズの多様化に対応するというのが、必ずしも合致しないんじゃないかということですよ。

〇〇委員： そういうことです。

医務課長： 後段の方をメインに、県民の医療に対するニーズの多様化に適切に対応することが、それが質の高い医療なんだということがもう少し分かり易くなる表現に改めたいと思います。

それから2点目の「(2)地域の医師不足に対する支援」というところでございますけれども、旧の方はあくまでその地域医療への支援と少し漠然とした表現だったものを、もう少し絞り込んだ表現にしたものでございます。これにつきましては、紹介率・逆紹介率が上がってきておまして、この部分については十分やっていたらという認識のもと、医師不足への支援という形にフォーカスした表現にしたところでございます。その上で、具体的に「より多くの研修医や専攻医」ですとか、「他の医療機関への診療支援を積極的に行う」というこの2点を強調して、目標として掲げたというところでございます。

委員長： 政策医療の中に小児救急が入っているか。

医務課長： はい。申し訳ございません。当然小児救急も入ってございます。救急医療ということで政策医療でございます。

委員長： 〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。分かりました。

委員長： 〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員： はい。1ページの前文で先ほど〇〇委員の方からお話がありましたが、健康寿命の延伸というところの文言を入れていただきたいなど。例えば2ページの上の方でして、「もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。」とありますが、その辺に健康寿命延伸のことについて触れていただくと良いなと思いながら読ませていただきました。

それから先ほど医務課長からの説明にもありました、4ページの「介護との連携を強化し」というところ。なるほどこここのところが欠けてはいけないな、と思いました。又、「一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築」というところですが、構築はもちろんですが、それを今後、推進していくというところに、しっかり貢献していくということが大切かなと思いながら読ませていただきました。

それから看護師等ということで、3ページの「3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着」で「医師、看護師等の育成、確保及び定着を図ること。」ということをやっておりますけれども、5ページの「(3) 県内の医療水準の向上」というところで「県立病院機構の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。」というふうにありますけれども、具体的にですね、県下に1万人から働いている看護職がおりますので、そういうところに県立病院機構としての役割というか働きかけがあったら有り難いなということ。それから「(4) 地域社会への協力」のところの「地域社会からの要請に積極的に協力すること。」というふうに「積極的」が入っていますが、上のところに「本県の医療を担う医療従事者の育成に協力すること。」と、ちょっと弱いかないのがあります。県内の医療水準を向上していくには、積極的に県立病院機構が関わってくださると有り難いなと思いながら読ませていただきました。

今回こうやって目標を出してくださったところで、より分かり易くなったと思って読ませていただきました。ありがとうございます。

委員長： ありがとうございます。事務局いかがですか。

医務課長： はい。健康寿命の延伸ということ。確かに重要なコンセプトで、県もまさしくそれを目指しているところがございますので、加えさせていただきたいと思います。

また、地域包括ケアシステム。確かに構築という段階ではないのかもしれない。深化ですとか、そういった表現を検討していきたいと思います。

それから県内の医療水準の向上。看護職の働きかけにつきましては、この部分をまた

検討させていただきまして、看護職がフォーカスされるような表現にしていきたいと思  
います。また、医療従事者の育成部分についても、単に協力ではなくてももう少し積極性  
の出るような表現を検討していきたいと思います。ありがとうございます。

委員長： よろしいでしょうか。

〇〇委員： ありがとうございます。

委員長： そのほかご意見がありましたらお伺いしたいと思います。よろしゅうございますか。

〇〇委員： なかなか県立病院機構というのは、質の高い医療を安定的に供給しろと。しかしな  
がら、運営的には赤字なんか絶対出すんじゃないぞと。なおかつ、県内の医療水準向上  
のために全力を尽くせ。それは研修をやったり、時には人材を派遣しろと。ありとあら  
ゆることが求められているということだと思えます。それは、それだけ期待が大きいと  
いうこともありますし、県の医療行政とともにやっていかなければならないという、理  
事長の冒頭のご挨拶の中にお言葉があったとおりでと思います。何もかもやれと言われ  
て、いったいどうすればいいんだとおっしゃりたい部分もあろうかと思えますが、でき  
る限り県民のためということで、ご努力をいただければと思っております。よろしくお  
願いいたします。

委員長： それでは、ほぼお話ご意見を頂戴できたと思っておりますので、この辺でまとめたい  
と思えます。事務局におかれましては、今委員の先生方からお話がありましたことを踏  
まえて、また中期目標の作成に生かしていただければと思っております。さらに、第2  
回・第3回で扱いますけれど、現中期目標に基づく達成状況といえますか、振り返り  
というものを加えてより良い目標を作っていただければと思っております。

委員長： 本日の議題といたしましたら、ここで締めさせていただきたいと思えますが、せつ  
かくお集まりをいただきました委員の先生方でございます。その他何かご意見ございま  
したら、お伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(意見等なし)

委員長： よろしいでしょうか。それでは以上もちまして、本日の評価委員会の審議は終了させ  
ていただきたいと思います。委員の皆様方のご協力に感謝を申し上げます。ありが  
とうございました。病院機構の皆様もお忙しい中ありがとうございました。

(審議終了)

司会：閉会